

# ＜堺市立三国丘中学校生徒会 役員選挙規約＞

## 第1章 目的

第1条 本規約は役員選挙を生徒の本分に基づいて自由公平に行うことを目的とする。

## 第2章 選挙管理委員会

第2条 管理委員会は各学級より1名ずつ選任する。

第3条 管理委員会は4月～3月の通年業務とし、4月に選出された者が選挙事務にあたるものとする。

第4条 管理委員会には委員長1名、副委員長1名を置き管理委員会で互選する。

第5条 管理委員会は3分の2以上の出席を要し、決議は多数決制を採用し、可否同数なる時は委員長が決定する。

第6条 管理委員会は選挙に関する一切の事務を管理する。

第7条 生徒会役員は管理委員を兼任することは出来ない。

## 第3章 役員選挙

第8条 役員選挙は毎年3月中旬に次年度前期役員選挙、10月中旬に後期役員選挙として実施することを原則とする。

第9条 役員は、会長1名、副会長1名、運営委員5名をもって定数として、立候補者のうち有効投票数の多数を得た7名を当選人とし、役職は協議にて決定する。

第10条 投票は無記名式にする。

第11条 所定の投票時間内に投票しないものは、棄権となる。

第12条 立候補する人は選挙管理委員会に届けねばならない。

第13条 管理委員はその職を辞さなければ候補者になれない。

第14条 届出があった候補者数が定数を越えない時は過半数の信任で当選し、不足数は委員長の招集による学級代表会において全生徒中より（学級代表を含む）推薦によって選出する。

## 第4章 選挙運動

第15条 選挙運動は受付が始まってから校内に限り公明正大に行う。

第16条 選挙運動用ポスターは委員会が規定した用紙のみを使用する。

第17条 選挙運動のための運動委員数には制限がない。

第18条 運動員及び立候補者が存在を明らかにするため『たすき』『はちまき』『腕章』の類を用いる事はそれが学校の風紀を乱さない限りかまわない。

第19条 選挙に関し異議あるものは管理委員会に申し出る。管理委員会は、ただちに開会して、その異議について審議せねばならない。

第20条 候補者はもとより運動員が違反を行った場合、責任を負わねばならない。

## 第5章 改正

第21条 本規約の改正は生徒総会の4分の3以上の議決によってなされる。